

第7章 総合リハビリテーションの推進

- 1 更なるリハビリテーションの充実を目指して
- 2 人材の確保・育成
- 3 施設の拡充
- 4 連携体制の構築
- 5 総合リハビリテーション推進体制の構築

この章では、適切で質の高いリハビリテーションを各地域で提供できる体制を構築するための施策の方向性について説明します。リハビリ専門医や専門職等の人材確保・育成については、第12章にも記載しています。

第7章 総合リハビリテーションの推進

1 更なるリハビリテーションの充実を目指して

この項目のポイント

- ▶ 充実したリハビリテーション支援により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します
- ▶ 高齢者や障害児・者を支えるための多様なリハビリテーションニーズに対応するため、関係機関との連携を強め、各地域において適切で質の高いリハビリテーションを提供

【現状と課題】

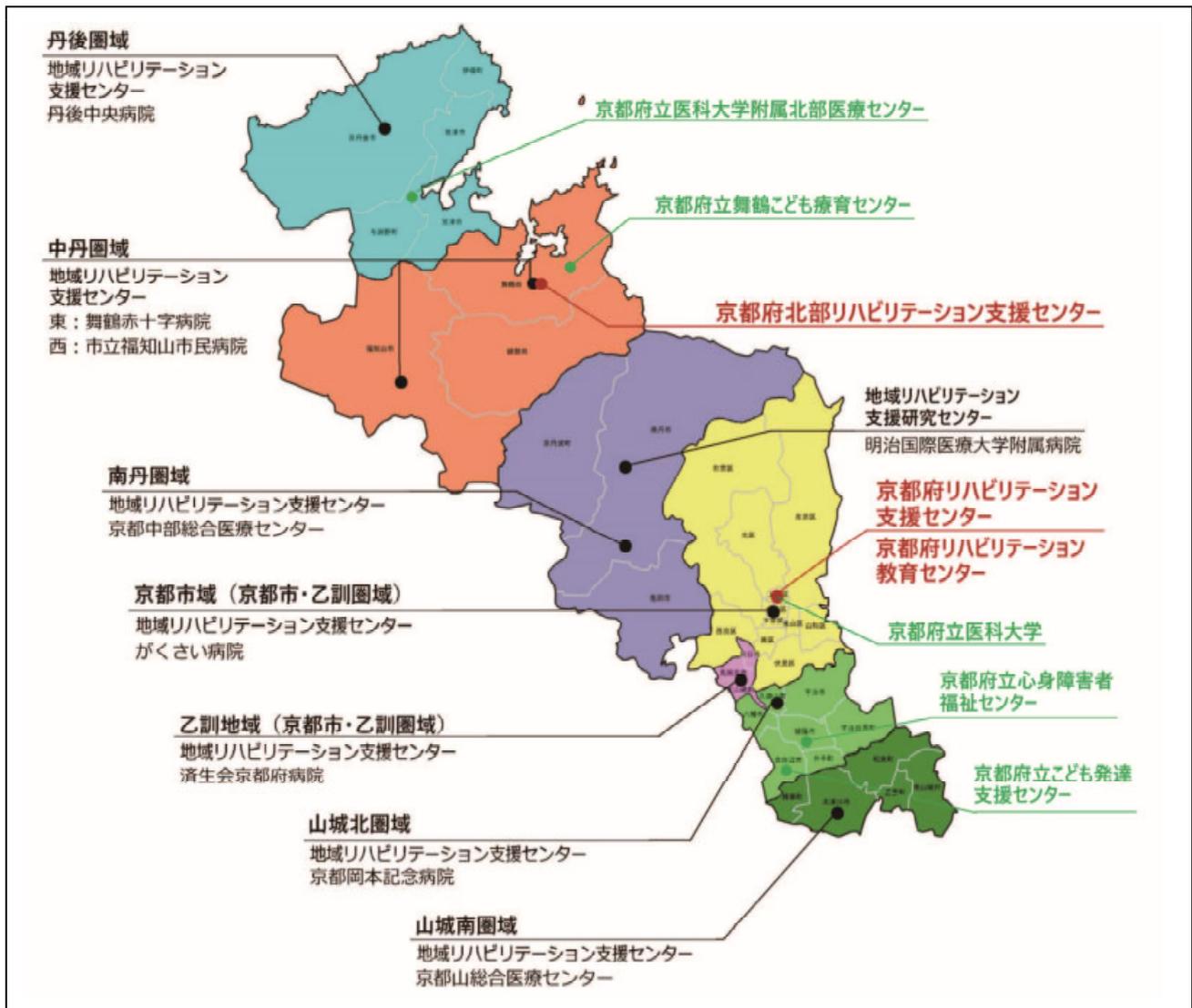
- 高齢化で身体機能が衰えたり、脳卒中等の治療技術の向上により社会復帰を目指す患者が増えることに伴い、運動障害や失語症などの高次脳機能障害等への継続したリハビリテーションと就労支援（両立支援）の重要度が高まっています。
- 高齢化が進行する中で、2025（令和7）年には、高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれるなど、急速に増加している認知症高齢者に対応したリハビリテーションの取組が必要です。
- ノーマライゼーションの観点から、高齢者に対するリハビリテーションに加え、在宅等での生活が特に困難な障害児・者も含めた多様なリハビリテーションニーズに対応した支援を充実させるため、乳幼児期から成人期までの脳性麻痺や、医療的ケアを必要とする障害児・者へのリハビリテーションについても総合的に対応していくことが必要です。

【今後の取組】

- 2019（令和元）年度に策定した「京都府総合リハビリテーション連携指針」に基づき、急性期から回復期、維持・生活期まで継続した、さらなるリハビリテーションの充実を行い、誰もが住み慣れた地域で、リハビリテーションに対応する医師（かかりつけ医、開業医）や、それに対応できるリハビリテーション専門職がいる病院、施設、訪問リハビリテーション事業所等が充実し、在宅で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。
- 総合リハビリテーション（医学・教育・職業・社会的リハビリテーション）提供体制を充実させ、高齢者や障害児・者を支える取組を定着させるため、京都府、京都地域包括ケア推進機構、地域リハビリテーション支援センター、市町村、関係団体等の連携を強め、質の高いリハビリテーションが地域で提供できる人材育成や体制を構築します。（図表7-1）

- 認知症高齢者に対応したリハビリテーションの取組として、認知症にも対応できるリハビリテーション専門職等の育成を行うため、介護老人保健施設等での認知症リハビリテーションにおいて、早期対応も含めてリハビリテーション専門職等に対する研修会等を実施します。
- また、地域における多様なリハビリテーションニーズに対応する体制を整備するため、脳性麻痺や、医療的ケアを必要とする障害児・者のリハビリテーションを担う人材に対する研修会の実施や連携体制づくりを推進します。

【図表7-1 京都府におけるリハビリテーション支援現況図】



2 人材の確保・育成

この項目のポイント

- ▶ 在宅等においてリハビリテーションに対応できるかかりつけ医等やリハビリテーション専門医、リハビリテーション専門職の確保・育成及び各リハビリテーション分野や地域的な偏在の解消を図ります。

【現状と課題】

- 高齢化の進行に伴うリハビリテーション医療の需要増加に 대응するため、リハビリテーション専門医等の確保・育成が必要となり、特に、在宅等においてリハビリテーションに対応できるかかりつけ医等の確保・育成が必要です。
- 不足するリハビリテーション専門職、特に、作業療法士、言語聴覚士について確保・育成が必要、また、各リハビリテーション分野と地域的な偏在の解消が必要です。

【今後の取組】

- 京都府リハビリテーション教育センターによるリハビリテーションに対応できるかかりつけ医等の養成のための研修会を開催します。
- 府立医科大学リハビリテーション医学教室によりリハビリテーション専門医を養成します。
- リハビリテーション専門職の確保・育成のため、不足地域（北部）や不足している作業療法士や言語聴覚士に重点を置いた理学療法士等修学資金貸与を実施します。
- リハビリテーション専門職に特化した就業フェアを開催するほか、高等学校へのリハビリテーション専門職の紹介等の啓発を行います。
- リハビリテーション専門職、看護職、介護職等のリハビリテーション従事者等のさらなる質の向上を図るため、各種研修を実施します。
- 小児・障害児リハビリテーション分野等を担う人材の育成を図るため研修を実施します。

3 施設の拡充

この項目のポイント

- ▶ 維持・生活期におけるリハビリテーションサービスのさらなる充実
- ▶ 先端的リハビリテーション治療・機器の研究開発・普及促進
- ▶ 障害児・者へのリハビリテーション提供体制の整備

【現状と課題】

- 京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）において回復期の充実が必要とされていることや在宅での生活を希望される方の増加などにより、維持・生活期における在宅系のリハビリテーションサービスの更なる充実が必要です。

また、高次脳機能障害者や医療的ケア児などのリハビリテーションの充実が必要です。

【今後の取組】

- 在宅におけるリハビリテーションのニーズに対応するため、訪問リハビリテーション事業所の新規開設等への補助や在宅リハビリテーションの連携体制づくりなどにより、維持・生活期における在宅系のリハビリテーションサービスの充実を図ります。
- 府立医科大学に設置した「ロボットリハビリテーションセンター」において、民間企業等と連携して、先端的リハビリテーションロボットの臨床研究を進めるほか、府内病院・施設等へのリハ・介護ロボット、福祉用具等の普及を促進するとともに、地域で促通反復療法など先端的リハビリテーション治療法の普及を推進します。
(図表7-2)
- 地域リハビリテーション支援センターを中心に、地域における高次脳機能障害者や医療的ケア児などへのリハビリテーションの充実と連携を強化します。

【図表7-2 リハ・介護ロボット、福祉用具等のイメージ】

ロボット介護機器の開発重点分野（平成29年10月）



4 連携体制の構築

この項目のポイント

- ▶ 圏域内の病院、施設等における医療・介護従事者の更なる連携を図ります

【現状と課題】

- 圏域内の医療機関、施設等における医療系従事者（医師、看護師、リハビリテーション専門職等）、介護系従事者（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の多職種や障害福祉サービスなどの多施設との連携が必要です。
- 特に高齢化が進む北部地域では、多様なリハビリテーションニーズに対応する必要がある一方で、リハビリテーション資源が広域に分散しているため、リハビリテーション支援体制の連携強化が重要です。

【今後の取組】

- 北部地域における地域リハビリテーション支援センター、府立医科大学附属北部医療センター等の各医療機関、施設等との連携を促進します。
- 府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院等におけるリハビリテーション機能充実及び地域の医療機関、施設等との連携を促進します。
- 地域包括支援センター及びケアマネジャー、障害児・者施設の従事者等に対するリハビリテーション知識の普及を図るとともに、連携を推進します。
- 地域連携パス等施設間連携ツールの普及・充実を図ることにより、切れ目の無い医療・介護の提供を推進します。
- 地域ケア会議や介護予防事業等へ参画できる資質を備えたリハビリテーション専門職を養成し、市町村の地域リハビリテーション活動に派遣できる体制を充実します。

5 総合リハビリテーション推進体制の構築

この項目のポイント

- ▶ 北部地域をはじめとした、各圏域における介護・医療・福祉・教育の連携を強化し、総合リハビリテーションをさらに推進

【現状と課題】

- 府内における総合リハビリテーションをさらに推進するため、高齢化の進行、リハビリテーション資源の広域分散、人材確保が特に困難等の課題を抱える北部地域をはじめとして、各圏域におけるリハビリテーション支援体制や介護・医療・福祉・教育の連携推進体制の更なる強化が必要です。

【今後の取組】

- リハビリテーション専門職の人材確保等が困難な北部地域において、北部拠点として設置した北部リハビリテーション支援センターにより総合リハビリテーションを更に推進します。
- 京都地域包括ケア推進機構等と一層連携を深め、各圏域の保健所と地域リハビリテーション支援センターが一体となって、各市町村、病院、障害児・者施設、ケアマネジャー等と連携を強化し、地域リハビリテーションを推進します。
- 高齢者のリハビリテーションに加え、障害児・者のリハビリテーションに関する研修機能・調整機能の強化や教育機関との連携強化を図るとともに、各圏域において地域リハビリテーション支援センター、保健所、病院、施設、ケアマネジャー等と一層の連携強化を行います。
- 市町村の地域ケア会議など地域リハビリテーション活動支援事業や障害児・者リハビリテーション事業への支援を、地域リハビリテーション支援センターと一体的に行います。
- 2020（令和2）年に厚生労働省から示された「介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き」を踏まえ、数値指標に基づくPDCAサイクルの推進により、保険者や事業所、関係団体等と連携して、高齢者の自立を支援するためのサービスの質の向上に努めます。

